

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和4年10月3日（月）
担当課	企画財政部企画課 産業部商工振興課
電話	0791-64-3141 0791-64-3158

報道機関各位

新宮地域の持続的な発展を目指して！ 「過疎地域持続的発展計画」を策定 「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」を制定

令和2年国勢調査の結果を受けて、本市の新宮地域が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に規定される、基準値〔人口減少率△23%（平成7年から令和2年までの25年間）〕に達したため、令和4年4月1日付で過疎地域（一部過疎）に指定されました。

過疎地域の指定を受け、過疎対策に係る国の財政支援を活用し、新宮地域の人口減少対策及び地域活性等の施策を総合的かつ計画的に推進し、持続的発展に取り組むため、「たつの市過疎地域持続的発展計画」を策定しました。

今後も地域の方々との意見交換を重ね、人口減少対策及び地域活力の維持に係る事業化を検討した上で、適宜本計画の見直しを進めます。

また、新宮地域の産業振興を図るため、「たつの市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」を制定し、本計画に位置付けた対象業種について、事業用資産に係る固定資産（土地、家屋、償却資産）の課税を免除します。

記

1 対象地域

新宮地域全域（たつの市新宮町）

2 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

3 基本方針

令和4年3月に策定した「第2次たつの市総合計画後期基本計画」や「第2期たつの市まち未来創生戦略」に沿った取組を推進し、新宮地域を更に成長させ、持続的な発展を図ります。

4 基本目標（令和8年度）

- (1) 将来人口フレーム 13,000人
- (2) 合計特殊出生率 1.60
- (3) 年間出生数 52人維持
- (4) 転入転出の差 Δ 70人
(転入－転出)

5 固定資産税の免除について

- (1) 対象区域 新宮地域全域

※本計画において、「産業振興促進区域」に位置付け

- (2) 対象業種 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

※令和4年4月1日以降に取得した事業用資産が対象で、取得方法・取得価額等一定の要件があります。

※課税免除を適用するためには、課税免除申請が必要となります。

【計画の詳細】



【課税免除の詳細】

